## 7 月の税務

－ 7 月 1 日
1． 6 月分源泉所得税•住民税の特別徵収税額の納付 （年 2 回納付の特例適用者は 1 月から 6 月までの徴収分 を7月11日までに納付）
－7月15日
2．所得税の予定納税額の減額申請
－8月1日
3．所得税の予定納税額の納付（第1期分）
4． 5 月決算法人の確定申告く法人税•消費税•地方消費税 －法人事業税•（法人事業所税）•法人住民税〉
5．2月，5月，8月，11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税•地方消費税〉
6．法人•個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税•地方消費税〉

7． 11 月決算法人の中間申告く法人税•消費税•地方消費税•法人事業税•法人住民税＞（半期分）
8．消費税の年税額が 400 万円超の 2 月， 8 月， 11 月決算法人の 3 月ごとの中間申告〈消費税•地方消費税〉
9．消費税の年税額が 4，800万円超の4月，5月決算法人を除く法人•個人事業者の1月ごとの中間申告（3月決算法人は 2 か月分）〈消費税•地方消費税〉
7 月中において市町村の条例で定める日
10．固定資産税（都市計画税）の第 2 期分の納付

|   <br> 用度5適は，二と所年所 ※象た課確出 要れつなの告の匿帳 <br>  <br>  <br>  す以者以法に法の隼綐税羂人所諾 にす場棁個 <br>  |
| :---: |
|  |  |
|  |  |




 の
以
以
品
記
載
れ
て
い
な
い
に
は



簿
提
出
し
く
は
提
泉
L
な
加
っ
た具
体
的
国
税
等
職
貝
帳 Sthat $x^{10}$

 は
㴰
費
の
10
$\%$
に
相
当
る
る
額
加扣器尔期










## 〔帳簿不提出や悪質な納税者への対応〕

記帳羲務の不履行や税務調查時の簿外経嫧の主張等に対する不利益がない中では，悪質な納税者に利するような事例も生じていることから，次の 2 つの対応（不利益措置）を行う。


| 納税環境整備の今後の講論の方向性（Ri3．11．19 報告） |  |
| :---: | :---: |
| 式簿記，優良な電子帳簿の普及•－ | 令和 5 年度改正以降で早急に検討 <br> 今すぐ対応が必要 |
| －電子化を通じた簡便な税務手続の推進 |  |
| －プラットフォーム事業者からの情報提供 |  |
| 備， |  |

## 存在が不明な簿外経費の必要経費•損金不算入措置



帳簿不提出等に対する加算税の加重措置

| 帳簿の記帳状況 |  | 改正 |
| :---: | :---: | :---: |
| 不提出•不提示（不記帳•不保存） |  | －過少申告加算税 －無申告加算税 $+10 \%$（加重） |
| 記帳不備 | 記載が著しく不十分 ※売上金額の $1 / 2$ 以上が不記載 |  |
|  | 記載が不十分 <br> ※売上金額の $1 / 3$ 以上が不記唓 | ＋5\％（加重） |
|  | 上記以外 | （加重なし） |
| 上記 | ち，やゃを得ない事情がある場合 |  |

【適用時期】令和 6 年 1 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税

